

消費税の改正に伴う前金払等の取扱い及び 契約書頭書の変更、約款の附則について

令和元年5月

建設工事等競争入札参加資格者 各位

岩見沢市企画財政部契約検査管理課

令和元年10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴い、10月1日以降に引渡しを行う建設工事等について、前金払に関する契約書の頭書を変更し、附則を追加することといたしますので、お知らせします。

記

1 前金払及び部分払の取扱いについて

令和元年9月30日までに請求を受けた前金払（中間前金払を含む）及び部分払については、改正前の税率（8%）とします。

2 契約頭書の変更及び附則の追加の対象となる契約

令和元年6月1日から9月30日までに契約締結する建設工事等で、受渡しが令和元年10月1日以降となるもの。

3 契約書頭書変更内容及び附則について

(1) 契約書頭書変更内容

	変更前	変更後
建設工事	6 前払金額 〇,〇〇〇円	6 前払金額 第30条及び附則で定める金額
	7 中間前払金額 〇,〇〇〇円	7 中間前払金額 第30条及び附則で定める金額
測量・設計等	5 前払金額 〇,〇〇〇円	5 前払金額 第26条及び附則で定める金額

(2) 対象となる契約に次の附則を追加します。

建設工事契約約款 附則

- 1 令和元年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払については、第30条中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。
- 2 施行日の前日までに請求を受けた部分払おける部分払金の額の算定については、第33条第1項及び第4項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（施行日の前日までに行う第33条第3項の規定による部分払の請求にあつては、当該請負代金相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第4項中「請負代金額」とあるのは、「請負代金額（当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 3 第33条第3項の規定により部分払金の支払があつた後、施行日の前日までに再度部分払の請求をする場合においては、同条第5項の規定にかかわらず、同条第1項及び第4項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額（施行日の前日までに行う第33条第3項の規定による部分払の請求にあつては、当該控除後の額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第4項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第5項中「再度部分払」とあるのは「施行日の前日までに再度部分払」としてこれらの規定を適用する。
- 4 第21条第1項の規定による請求があつた場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。

委託業務契約約款 附則

令和元年10月1日の前日までに請求を受けた前金払については、第26条中「委託料の」とあるのは「委託料（当該委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。